

信託約款変更のお知らせ

このたび、以下の元本保証型合同運用指定金銭信託<かんたん相続信託>（以下「かんたん相続信託」といいます。）、元本保証型合同運用指定金銭信託<しんくみ相続信託>（以下「しんくみ相続信託」といいます。）及び元本保証型合同運用指定金銭信託<家族への贈りもの>（以下「家族への贈りもの」といいます。）につきまして、信託約款の変更を予定しております。これに伴い、対象となる「かんたん相続信託」、「しんくみ相続信託」、「家族への贈りもの」の委託者及び受益者の皆さまに対して、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」第5条第1項及び信託約款第23条第2項に基づき公告いたします。

【対象となる かんたん相続信託】

2016年1月号、2016年3月号、2016年5月号、2016年7月号、2016年9月号、
2016年11月号、2017年1月号、2017年3月号、2017年5月号、2017年7月号、
2017年9月号、2017年11月号、2018年1月号、2018年3月号、2018年5月号、
2018年7月号、2018年9月号、2018年11月号、2019年1月号、2019年3月号、
2019年5月号、2019年7月号、2019年9月号、2019年11月号、2020年1月号、
2020年3月号

【対象となる しんくみ相続信託】

2017年6月号、2017年8月号、2017年10月号、2017年12月号、2018年2月号、
2018年4月号、2018年6月号、2018年8月号、2018年10月号、2018年12月号、
2019年2月号、2019年4月号、2019年6月号、2019年8月号、2019年10月号、
2019年12月号、2020年2月号、2020年4月号

【対象となる 家族への贈りもの】

2019年4月号、2019年6月号、2019年8月号、2019年10月号、2019年12月号、
2020年2月号、2020年4月号

1. 変更の内容

- ①当社がお客さま等に対し各種確認や資料の提出を求め、正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合や、回答いただいた内容等を考慮しマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）への抵触のおそれがあると判断した場合に、信託約款にもとづく取引を制限可能とする規定を追加します（第16条の2）。また、信託契約がマネー・ローンダリング等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められると当社が判断したときは、信託契約の全部を解約できる規定を追加します（第17条第1項第4号）。

- ②指定受取人その他の信託財産の給付の権利を有するものから信託財産の交付の申し出を受けた場合、マネー・ローンダリング等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められると当社が判断したときは信託財産の交付を行わないことを可能とする規定を追加します（第17条第2項）。
- ③信託約款の変更等の公告を行う場合は、電子公告により行い、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行うことを規定します。（第23条第4項）。
- ④届出印によらない諸届等の事務手続きを可能にする規定とします（第19条第5項、第26条）。
- ⑤お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合に当社に届け出を義務付ける規定を追加します（第28条第1項）。

2. 変更理由

- ①及び②は、マネー・ローンダリング等のリスクを遮断する観点から規定を追加するものです。
- ③は、当社の定款に規定する公告の方法と同様に、信託約款の変更等の公告方法も日刊工業新聞に掲載する方法から電子公告による方法へ変更するものです。
- ④は、当社の各種取引において、顧客利便性の向上と事務の効率化を図る観点から届出印によらない事務手続きを可能にすることに伴い、お客さまの本人確認の方法として、従来通り印鑑照合による方法に加えて他の方法による本人確認の方法も可能とするものです。
- ⑤は、2020年4月1日に施行される予定の民法の一部を改正する法律（債権法改正）において、制限能力者が他の制限能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨が定められるため、お客さまの後見人等が法定後見制度の対象となった場合に届出義務を課すとともに、届出前の免責について規定するものです。

3. 約款変更適用予定日

- ・かんたん相続信託 2020年5月1日（金）
- ・しんくみ相続信託、家族への贈りもの 2020年6月1日（月）

4. 金融庁の認可を受けた許可年月日

2020年2月3日（月）

5. 異議申立てについて

この約款変更にご異議のある委託者又は受益者の方は、かんたん相続信託については2020年3月31日（火）から2020年4月30日（木）までの間に、また、しんくみ相続信託及び家族への贈りものについては2020年3月31日（火）から2020年5月31日（日）

までの間に、下記「かんたん相続信託デスク」に対しその旨をお申し出ください。なお、この約款変更にご異議のない方は、特に必要なお手続きはございません。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者は、自己の有する受益権をこの約款変更がなかったならば有したであろう公正な価額で買い取るべき旨を、当社に請求することができます。

6. 「かんたん相続信託デスク」

電話番号：0120-094-313（受付時間 9：00～17：00、土日祝日休み）

以上